

【～避難所のルール（例文）～】

- 1 この避難所は、避難を必要とする方を一時的に受け入れる施設です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所運営会議を組織します。
 - ・避難所運営会議は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。
 - ・避難所運営会議の組織として、総務班、情報広報班、保健救護班、環境衛生班、食料班、施設物資班、その他必要な班を編成します。
- 3 避難所は、電気、ガス、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者及び避難所外避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - ・避難所を退所する時は、必ず退所届を提出して下さい。
- 5 校長室、職員室、保健室、調理室など施設管理者や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋等、指定された部屋以外に避難できません。
 - ・避難所では、利用する場所の移動を定期的に行います。
- 6 避難所運営会議で配分方法を決定し、理解と協力を得てから配給します。配給は、公平性を最大限配慮し、避難所外避難者にも等しく配給します。ただし、食料や飲料水、物資などが足りないときは、病院やけが人、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に対して優先的に配布する場合があります。
 - ・食料及び生活物資は避難所のチームごとに配給します。
- 7 消灯は、午後〇〇時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとします。
 - ・消灯後は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- 8 放送は、午後〇〇時で終了します。
- 9 特設公衆電話は、午前〇〇時から午後〇〇時まで使用できます。
 - ・特設公衆電話は家族等の安否確認用です。
- ・多くの方が利用できるように、通話は必要最小限としてください。
- 10 トイレの清掃は、午前〇〇時、午後〇〇時に、避難者が交替で行います。
 - ・清掃時間は、放送で知らせます。
 - ・トイレの利用方法は、環境衛生班の指示にしたがってください。
- 11 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。裸火の使用は原則禁止とします。
- 12 飲酒は原則禁止とします。
- 13 犬猫などの動物類を室内に入れることは禁止とします。避難所にペットを連れてきた方は環境衛生班に届け出て、指定された場所に繋いで下さい。

当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。

〇〇〇〇避難所運営会議